

第 13 章 事後調査の計画

第 13 章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由

13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目のうち事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1 に示すとおりである。

表 13.1-1 事後調査を実施する項目の選定結果

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	事後調査項目の選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	○
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
自動車交通の発生		×	
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	○
振動	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪臭	存在・供用	施設の稼働	×
水質	工事	造成等の工事	○
水象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
土壌	工事	造成等の工事	×
動物	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
植物	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
生態系	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
景観	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
		施設の稼働	×
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
日照障害	存在・供用	施設の使用	×
電波障害	存在・供用	施設の使用	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 13.1-2(1)～(5)に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う排ガスの濃度は環境基準を満足しており、予測の精度も確保されている。 また、工事期間中の影響は一時的なものであり、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
		造成等の工事	造成等の工事に伴う降下ばいじん量は工事寄与の参考値を満足しており、予測の精度も確保されている。 また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う将来予測濃度は環境基準等を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		自動車交通の発生	自動車交通の発生に伴い加算された将来予測濃度は環境基準を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。

表 13.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う敷地境界での騒音レベルは規制基準を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	資材運搬車両の走行に伴う騒音レベルは環境基準を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う敷地境界での騒音レベルは規制基準を満足している。また、周辺住居等における合成騒音も基準値等を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
振動	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは規制基準を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	資材運搬車両の走行に伴う騒音レベルは要請限度を満足しており、予測の精度も確保されている。また、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは規制基準を満足している。また、周辺住居等における環境振動レベルも振動の感覚閾値を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		自動車交通の発生	自動車交通の発生に伴う振動レベルは要請限度を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。

表 13.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
悪臭	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う臭気指数は規制基準を満足しており、予測の精度も確保されていることから、その影響は小さいと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
水象	存在・供用	造成地の存在	造成地及び施設の存在に伴う雨水流出量は、調整池を設置することで排出先である旭ヶ丘川及び小畔川の能力を下回るよう計画的に放流していくことから、存在・供用時における影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		施設の存在	
土壌	工事	造成等の工事	現地調査と今後の管理状況の確認をすることから事後調査項目より除外した。
動物	工事	建設機械の稼働	工事中における動物への影響は一時的なものであり、工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動物等に対し配慮していくことから、工事中の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	
造成等の工事			
	存在・供用	造成地の存在	計画区域の周辺にも同様の環境が広く分布しており、計画区域内の動物の生息を維持する環境は十分に残存する。 また、公園や緑道を整備するとともに、植栽樹木の選定に際しては、在来植物を中心に選定し地域固有の生態系に配慮することから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。

表 13.1-2(4) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
植物	工事	造成等の工事	保全すべき種の生育地は計画区域とは離れており、工事に伴う直接的・間接的な影響は想定されない。よって、事後調査項目より除外した。
	存在・供用	造成地の存在	計画区域周辺には、同様の環境が広く分布しており、広域的には地域個体群の生息を維持する環境は十分に残存するものと考えられる。 また、公園や緑道を整備するとともに、植栽樹木の選定に際しては、在来植物を中心に選定し地域固有の生態系に配慮することから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
生態系	工事	建設機械の稼働	工事中における生態系への影響は一時的なものであり、工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動植物に対し配慮していくことから、工事中の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	
造成等の工事			
	存在・供用	造成地の存在	計画区域周辺には、同様の環境が広く分布しており、広域的には地域を特徴づける生態系を維持する環境は十分に残存する。 また、公園や緑道を整備するとともに、植栽樹木の選定に際しては、在来植物を中心に選定し地域固有の生態系に配慮することから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	工事中における自然とのふれあいの場への影響は、一部が工事に伴う影響を受けるが利用状況の著しい変化はないと考えられる。 また、交通手段の阻害についても著しい影響はないことから、工事中の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
		資材運搬車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	供用時における自然とのふれあいの場への影響は、一部が工事に伴う影響を受けるが利用状況の著しい変化はないと考えられる。 また、交通手段の阻害についても著しい影響はないことから、供用後の影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。
施設が存在			
施設の稼働			
自動車交通の発生			
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	必要に応じて、埼玉県や日高市と協議を行い、地下部の改変を極力回避した造成計画とすることから、事後調査項目より除外した。

表 13.1-2(5) 事後調査項目から除外する項目およびその理由

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
日照障害	存在・供用	造成地の存在	<p>計画区域周辺への日影の影響については、予測の精度が確保されており、計画区域北側への影響はほとんどないことから、供用後の影響は小さいものと考えられる。</p> <p>また、進出企業に対しては計画区域周辺に配慮した建物配置、形状にするよう指導していく。よって、事後調査項目より除外した。</p>
電波障害	存在・供用	造成地の存在	<p>施設の存在に伴い発生する電波障害については、影響がほとんど生じないと予測されており、供用後の影響は小さいものと考えられる。</p> <p>また、予測の精度も確保されていることから、事後調査項目より除外した。</p>
廃棄物等	工事	造成等の工事	<p>造成等の工事に伴い発生する廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図り、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理する。よって、事後調査項目より除外した。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う廃棄物は、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図るとともに、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理するよう指導していく。よって、事後調査項目より除外した。</p>
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	<p>工事に伴う温室効果ガスの排出量は、1,944.4～1,968.3t-CO₂であり、存在・供用時の総排出量（75,867.6～84,297.0t-CO₂）の3%程度と予測され、かつ、工事期間中の影響は一時的なものであることから、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。</p>
		資材運搬車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の稼働	
自動車交通の発生			

13.2 調査方法等

13.2.1 大気質

(1) 調査内容

①大気質の状況

資材運搬車両の走行による大気質を調査項目とする。

②環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法

測定方法は表13.2-1に示すとおりであり、現地調査により測定を行う。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13.2-1 測定方法

測定項目	測定方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、平成8年改正）に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、平成8年改正）に定める方法

(3) 調査地域・地点

予測地点（No.2）と同様とする。

(4) 調査期間・頻度

資材運搬車両の走行台数が最大となる工事開始14ヶ月目とし、調査期間・頻度は7日間連続（1週間連続）とする。

13.2.2 騒音

(1) 調査内容

①騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

②環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法

測定方法は表13.2-2に示すとおりであり、現地調査により測定を行う。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13.2-2 測定方法

測定項目	測定方法
騒音の状況	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第64号）及びJISZ8731に規定する「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法
交通量	ハンドカウンターによる測定

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

なお、鶴ヶ島日高バイパスの開通に伴い、施設関連車両の走行ルートに変更が生じた場合は調査地点（No.1）の変更を検討する。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、進出予定企業の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間・頻度は平日1日（24時間）とする。

13.2.3 水質

(1) 調査内容

①水質の状況

造成工事による浮遊物質量を調査項目とする。

②環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法

測定方法は表13.2-3に示すとおりであり、現地調査により測定を行う。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13.2-3 測定方法

測定項目	測定方法
浮遊物質量	昭和46年環境庁告示第59号付表9(平成31年改正) GFPろ過-重量法

(3) 調査地域・地点

仮設沈砂池内とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は造成工事中とし、調査期間・頻度は降雨時1回とする。

13.2.4 景観

(1) 調査内容

①景観の状況

景観の状況を調査項目とする。

②環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法

景観の状況については、写真撮影による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

なお、知事意見の内容を勘案し、計画区域内に存在する屋敷林が視認できる地点を1地点追加する。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、進出予定企業の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間・頻度は1回とする。

13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行うこととする。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合は、日高市が主体となり改善のための措置等を実施要請していく。

13.4 事後調査の実施体制

13.4.1 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

13.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である日高市が実施する。